

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会の多い、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

ー インターネットを通じた役務提供を行う国外事業者に対する消費税の課税 ー

インターネットを通じて海外から購入したデジタルコンテンツ等には消費税が課税対象外となっている一方で、国内事業者の同様のサービスには消費税が課税されている不公平な状況が続いており、国境を超えた役務提供等に対する課税のあり方について議論がされてきておりました。そのような中、本年 4 月に政府税制調査会において、上記の課題に対する消費税の課税について、平成 27 年度税制改正に盛り込み、来年 3 月の消費税法の改正を目指すための素案が提示されましたので、今回のタックスレビューでは、当該素案の内容についてご紹介したいと思います。

1. 素案立案の背景

消費税は、国内における取引を課税対象にしておりますが、国境を越える役務の提供についての国内取引かどうかの判定は、役務提供者の所在地により行うこととされており、日本の消費者が国外事業者から購入したデジタルコンテンツ等は国外取引に該当し、消費税が課税対象外となっております。したがって、消費税法上、インターネットを通じた役務提供については消費税が免税されている国外事業者に対し、申告・納税が義務付けられている国内事業者は不利な条件を強いられている状況となっております、競争環境を整備するための措置が検討されておりました。

また、日本の消費税制度においても、消費に負担を求める消費税の性格に鑑み、実際に消費が行われる場所(仕向地)において課税することを基本としていることから、役務の提供や無形資産の譲渡等が国境を越えて行われた場合についても、欧州諸国のように、日本に所在する事業者や消費者が役務の提供等を受けた場合は広く国内取引として位置づけることが基本的に望ましい方向であると考えられており、そのような考え方をもとに、政府税制調査会の国際課税ディスカッショングループでは昨年 11 月に、インターネットを通じた役務取引の課税方式について、①国外事業者登録申告納税方式、②リバースチャージ方式、③上記①及び②の併用方式の 3 案が示されました。

さらに、平成 26 年度与党税制改正大綱においては、「国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税のあり方については、国際機関や欧州諸国における対応状況等を踏まえ、内外判定基準の見直し及びそれに応じた適切な課税方式について、リバースチャージ方式の導入を含めて、平成 27 年度税制改正に向けて具体的に検討する」と明記しており、その後も引き続き国際課税ディスカッショングループで議論されておりました。

2. 現在検討されている素案の内容

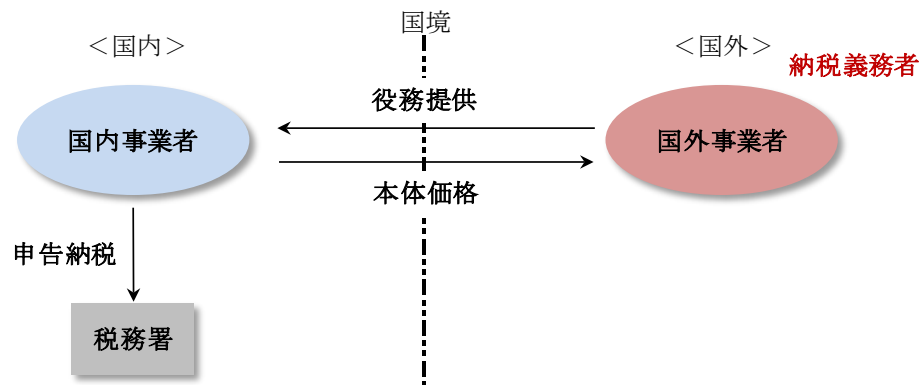
本年 4 月の会合で、財務省から提示された「事業者向け取引に係る課税方式(リバースチャージ方式)」と「消費者向け取引に係る課税方式(国外事業者登録申告納税方式)」の素案は以下の通りです。

(1)リバースチャージ方式(BtoB 取引)

- 仕組み
 - 国外事業者は免税で役務提供を行う代わりに、国内事業者が納税義務者となり申告・納税を行う。
- 想定されている課税対象となる取引
 - 性質から見て通常事業者向けのもの(広告配信・法務サービス等)。
 - 消費者・事業者双方に提供されているもの(クラウドサービス等)で、取引条件等から事業者向けが明らかな取引。

【リバースチャージ方式】

国外事業者は免税で役務提供を行い、国内事業者が消費税の申告・納税を行う。

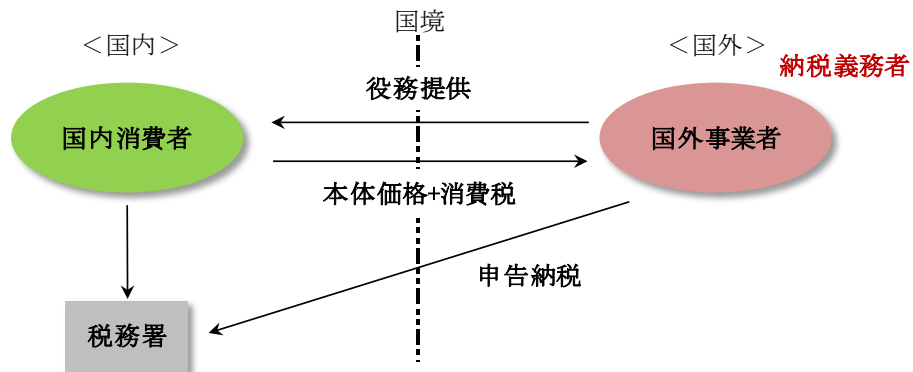


(2)国外事業者登録申告納税方式(BtoC 取引)

- 仕組み
 - 国外事業者は税込で役務提供を行い、登録により税務署に申告納税を行う。
- 想定されている課税対象となる取引
 - 性質から見て通常消費者向けのもの(電子書籍・音楽の配信等)。
 - 消費者・事業者双方に提供されているもの(クラウドサービス等)で、取引条件等から事業者向けであることが明らかでない取引。

【国外事業者登録申告納税方式】

国外事業者は、本体価格に消費税を加算した価格で役務提供を行い、国外事業者自らが日本の税務署に申告・納税を行う。



3. 消費税の課税方式に係る検討課題

リバースチャージ方式・国外事業者登録申告納税方式等を導入することで、課税の公平についてはある程度確保されると思われませんが、内外判定基準の変更は経済活動に与える影響が大きいことから、導入にあたっては、課税の公平の観点だけでなく、適正な税務執行の確保の観点、制度変更に伴う事業者の追加事務負担の観点からも検討を行うことが必要と考えられます。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 税務通信 3307 号
- 「国境を超えた役務の提供に対する消費税の課税の在り方について」(財務省主税局税制二課)

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / マネージャー 武山 洋介

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務